

# 「教育令」期の中学校「和漢文」科における 漢文観の研究

－「和漢文」科教科書の検討を通して－

西岡智史

(2013年10月3日受理)

A Study on KANBUN in *Kyoikurei* period  
－ Through analysis of “*Wakanbun*” textbooks －

Satoshi Nishioka

**Abstract:** The aim of this paper is to discuss a view of teaching KANBUN in *Kyouikurei* period (the ordinance of Education, 1879~1886), analyzing explanatory notes of “*Wabun Tokuhon*” compiled by Chikai Inagaki in 1881. This explanatory notes includes view of Wabun and Kanbun. Through analysis of “*Wabun Tokuhon*”, I made clear the similarities between Japanese and Chinese classics and “*Wabun Tokuhon*”. This study presented “*Wabun Tokuhon*” is influenced by Japanese and Chinese classics of early-modern times.

Key words: Meiji period, history of kanbun education, “*Wabun Tokuhon*”

キーワード：明治期，漢文教育史，『和文読本』

## はじめに

漢文教育史研究の問題意識として、近世の漢学から旧制中学校における「国語及漢文」科への漢文教育の変遷という切り口が存在する。従来の漢文教育史では、「教育令」期の中学校「和漢文」科は近世の儒学や藩校教育の影響を残した「近世儒学踏襲期（＝漢文絶対期）」<sup>1)</sup>であり、あるいは「漢文が主、和文が副」<sup>2)</sup>であったといわれている。近代における漢文教育の形成過程を考察する上で、過渡期にあたる「教育令」期の中学校「和漢文」科についてさらに考察を深める必要があると考えられる。「和漢文」科について石毛（2008）は以下のように述べている。

「明治一四年からは教科名が〔和漢文〕となり、これに伴って漢文の対立項としての「和文」という概念が生まれた。（中略）「和文」は学科内容としてまだ独立していないが、「母国語教育」の中身を漢文

への依存から脱却しようとする姿勢をこの用語によって示したことの意義は評価すべきである。なお「母国語教育」の概念もまだない。」

明治20年頃までは「国語」概念の未生の時期とされており、教科上「漢文」と「国語」の区分が不明確であったとされるが、先行研究では「教育令」期の漢文観について、「近世儒学の踏襲」あるいは「国語の未生」が指摘されているものの、教育内容の面からの漢文、特に和文と漢文との関連性についてはまだ十分に検討されていないと考える。

## 1. 研究の目的と方法

本研究では「和」の側の視点を取り入れて「漢文絶対期」とも呼ばれている「教育令」期における中学校「和漢文」科の漢文観を考察することを目的とする。そのための方法の一つとして、これまで「和漢文」科

における和文の教科書としてとり上げられてきた稲垣千穎撰『和文読本』（明治15年初版・普及舎刊）における漢文についての記述などから漢文観を検討したい。近世の漢文脈に対抗するかたちで和文脈の必要性が主張されているということを仮説として、それを2節では『和文読本』を中心とした「和漢文」の教科書から検討し、その「和漢文」の時代背景を3節では滑川（1977）の明治期の作文教育に関する研究などをもとに考察してみる。そしてそれらを踏まえて、中学校「和漢文」の和文と漢文の関連、「和」の側からどのように「漢文」が言及されていたのかについて考察したい。「和漢文」の枠組みを分析することは、近世において士族を中心とした知識層の教養としての漢文から中等普通教育における漢文への接続や、近世から受け継がれた部分と新たに創出された部分を考察することにつながると考える。

## 2. 『和文読本』「緒言」における和文観と漢文観

「教育令」期は明治12年から同19年までの7年間である。それは明治19年「中学校令」において「国語及漢文」科が登場する前の時代であり、明治10年代は江戸時代後期の漢文教育を継承しつつ近代的な「国語」「漢文」の枠組みが模索されていた時代であったといえる。漢文教育史のこの時期に関する先行研究では教育課程が多いが、本節ではまず教材から「和漢文」科の漢文観を分析する。具体的には稲垣千穎撰『和文読本』（明治15年初版）を中心にとりあげ、明治10年代の漢文観、あるいは「和」と「漢」の関連について考察したい。

四方（2004）によると、明治14年布達の『中学校教科大綱』に準拠して多く採択された「和漢文」科教科書は次のとおりである<sup>3)</sup>。

（教科書名）	（採択府県数）
文章軌範	38
日本外史	23
史記	15
日本文典	14
神皇正統記	14
唐宋八大家文読本	13
語彙別記	12
日本政記	12
孟子	11
本朝文範	11

詞之八衢	10
和文読本	9
土佐日記	9

この表から「和漢文」で用いられた教科書は漢文で書かれたものが多いことが分かる。また、漢文の教科書は多くが江戸期漢学を踏襲していた時代であるといえる<sup>4)</sup>。一方、和文の教科書は『本朝文範』『和文読本』といった、明治10年代に新しく編纂されたものが用いられていたことが指摘できる。これまで『和文読本』に関して、滑川（1977）は作文教科書として言及しており、菊野（2010）<sup>5)</sup>は古典教科書のルーツとして位置づけているが、本節では『和文読本』の「緒言」における漢文の位置づけ、つまり「和文」の側から見た漢文観について検討したい。

『和文読本』の目次は以下のとおりである。

- 卷一 歴代 儀式 軍旅
- 卷二 地理 動植 言行 才芸
- 卷三 武勇 遊戯 俳諧 羈旅 哀傷
- 卷四 評説 教訓 諫争 院宣御請文 將軍家御教書 消息

『和文読本』の出典は本文に明記されており、中古から中世にかけての古典<sup>6)</sup>から多く採られている。つまり『和文読本』で示されている「和文」とは中古文が中心であり、言文一致体や明治普通文（漢文訓読体）のことではない。

『和文読本』の「緒言」<sup>7)</sup>では漢文について次のように述べられている。

「上古には、いはゆる万葉仮字こそ有つれ、平仮字片仮字などいふ物とはなかりければ、殊に意して、其の詞を誤らせじとする歌などばかりこそ、万葉仮字にてぞ書きつれ、大方の文詞をば、万葉仮字して書かんは、徒に字面の長くなるがうへに、字画さへ多くて煩しければ、為ん方なくて、不便ながらに漢字をのみ用ゑき、全く仮字して書く事とはなかりつれど、中古平仮字片仮字といふ、最便よきもの出来てより後は、彼の不便なる漢字漢文をば用ゑずして事足るべきを、なほ世の人さきざきより読み習ひ書きたる癖うせずして、字としいへば漢字、文としいへば漢文にて他には字も文もなきやうに思ひて実事実学につきその利害をば、よくも考へず、ただ漢字かき散し、漢文読みのみしるを、たけく才ある様に思ひとりて、吾も人も、其の方の学へのみ心をいれて、先ツ漢字つかひならひ、漢文よみ習ふほ

どに、許多の年月を過して、や、筆とるばかりにあれば、はや齡たけ気衰へて、はかばかしき物の用にもたたず、かくしつゝ、若き壯の程をば徒に過し、老て後には、世間一般には不通の漢文をかき、人にハ煩多き漢字を教ふる事にのみ力を費して、世の為国の為には、させる益をも得せず、あたら生涯を尽すは、なべての学者の弊にて、いとも一〇口惜しき事の限なりかし、縦いいかばかり漢字をばよく識り漢文をば巧にかくとも、世に之を読む人解る人少くば、何にかはせん、よしよむ人解る人多くとも、御国の人悉く唐土人ならねば、なほ常に、口には、御国ぶりの語を使ひ、御国ぶりの音を出さずば得有るべからず」（巻一・二〜三頁）

この引用部分の冒頭では、まず漢字漢文から万葉仮名や平仮名・片仮名が発明されてから和文脈が誕生、漢文と並存したことが説明されている。そして日本語の文字や文章の起源は漢文にあることを認めつつ、「最便よきもの出来てより後は、彼の不便なる漢字漢文をば用ゐずして事足るべきを」と漢文からの脱却が主張されている。また、「縦いいかばかり漢字をばよく識り漢文をば巧にかくとも」以降の箇所では、国籍や音声の面から母国語を尊重しているといえる。口語と文語の差を減らすべきであるとする主張は後の言文一致論に通じるものである。

続いて、明治以降の学校教育における言葉の学びについては次のように述べられている。

「今の大御代となりてより、上かしくきや天皇が詔旨の御書にも、仮字を交へさせ給ひ、下は天ぞかる鄙の蝦夷の賤の子をまでも、まづいろは、五十音、仮字単語などいふものより教へ導かせ給ひて、専ラ御国語御国文を用ゐさせ給ふ事となりたるは、いとも一〇尊く忝き大御恵にて、御代の名におふ明に治る時に生まれあひたる人民の、上なき幸にて、今よりして後は、えうなき字学の煩もなく、語と文とは似ても似つかぬやうなる違もなく、吾もさとりよく、人にも教へよくなりて、容易く実学実験をもち得つければ、世の為人の為に甚しくて、おのづから大御国の御光も添ふわざなれば、心ある学者の千歳の憾も、全く此の大御代にぞなくなるべき」

ここで近世では純正漢文で書かれていた詔書・公文書の類が、漢字仮名交り文（漢文訓読体）に改められたことや、明治5年公布の「学制」における初等教育から漢文の学びが一掃されたことを支持している。近世における儒学の対抗文化としての国学の立場から

「御国文」を礼賛し、漢文が批判されており、文語を漢文から和文への転じようとする意図が読みとれる。ただし続けて次のように述べられている。

「但シかくありとて、今俄に漢字をな用ゐるそ、漢文をな読みそ、といふにはあらず、その心して徒に年月を過して、実事実学をだに妨ぐる事なくば、心のまゝに漢文をも誦しね、漢詩をも歌ひねとぞよ」

上に挙げた箇所では実用性の面から漢文を批判しつつも、「実事実学」を妨げない範囲で漢文を学ぶことを認めているといえる。ここで漢文教育廃止論が展開されていないのは、中学校の「和漢文」においては「近世儒学踏襲期（＝漢文絶対期）」<sup>8)</sup>であり、国学的な「和文」が実際には漢学的な「漢文」の勢力に比肩できておらず、まだ「国語」概念が成立していないためであると考えられる。

「和文」の実用性を主張する部分は、前節で挙げた「文部省指令授業要旨」（明治15年）「和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ其用極メテ広ク」という認識と類似している。『和文読本』の「緒言」では徳育の立場から和文の意義を主張する文言はほとんど見いだせず、あくまで実用性の面から和文が支持され、漢文が批判されている。

このように『和文読本』の「和文」は国学の系統を継承し、漢文との対比から和文の実用性が主張されているといえる。それは先に引用した「緒言」の続きの部分から読みとることができる。だが漢文の実用性を問題視する一方で「和文」と明治普通文・今体文との関連にはふれていない。明治10年代の小学校中等科の読本はほとんどが漢文訓読の影響が強い普通文で占められており、それは中古和文を模範とする国学的な文章観とは異なるものであった<sup>9)</sup>。その点では普通文と国学的な和文体との間にも断絶が存在しており、これは漢文からの脱却とともに当時の母国語教育の課題であったといえる。また、歴史上漢学が果たした役割、あるいは洋書の翻訳や造語の面での漢語・漢文の実用性については言及されていない。だが、漢文の隆盛自体は認めたくえて、和文の意義が主張されているといえる。

先の引用箇所が続いて『和文読本』の編集方針が記されている部分を次に引用する。

「真字してかける和文あり、仮字してかける漢文あり、然るに世の学者等、其体を分別することを知らずして、平仮名あるをし見れば、即和文ぞと心得て、近世の儒者等のかけるをさへに、誰がしの文、くれ

かしの和文などいひて、ほめののしる者の多きは、いと傍いたき事にて、詮ずるに和文をばかつて知らぬなり、近世御国学の博士と世にゆるされたるきはの書るだに、なを漢文の癖の清くさりたるは、いと稀にて、僅に一人二人をるを、明暮漢字漢籍をのみさだしあへる人等の、いかでかうまきは書得べき、されば此の書、今の世の極めて初学誦読の爲にとて物したるにて、なかなかめでたくうるはしき雅文は、容易くさと難き方もおれば、或は軍記、或は俗物語などよりさへとりて、多き中には、御国文の体ならぬも、又詞のあやしくさとびたるもあれど、むげに後世にならねば、さすがにおのずから雅びたる処ありて、其の方に罪ゆるさるこちせらるるなり。」(巻一・五頁)

まず「真字してかける和文あり、仮字してかける漢文あり、然るに世の学者等、其体を分別することを知らず」として、「和文」と「漢文」の区別が不明確であるという状況を指摘している。そしてその理由として「詮ずるに和文をばかつて知らぬなり」、つまり「和文」の定義が知られていないとある。ここでいう「和文」とは漢文の影響が少ない仮名交じり文のことであり、「多き中には、御国文の体ならぬも、又詞のあやしくさとびたるもあれど」とは「徒然草」などのような中世の和漢混交文のことであろうか。それらの文章が「むげに後世にならねば～」とあるので、近世や明治期に流通していた普通文ではない、古典的な和文を指していることが分かる。

以上で挙げた「緒言」の記述は、漢文を批判し、和文の必要性を主張している。だが見方を変えると、和文について、一貫して漢文との対応的な関係の中から語っており、それだけ当時の漢文の影響力がうかがえる。「明暮漢字漢籍をのみさだしあへる人等の、いかでかうまきは書得べき、されば此の書、今の世の極めて初学誦読の爲にとて物したる」とある部分は、近世から明治初めまでの文章は漢文や漢文体の影響が強いため古典的な和文を書くことができない人が多い、そのため本書を編集した、という意味であろう。「初学誦読の爲に」の前に「いかでかうまきは書得べき」とあることから、和文を読むだけでなく、作文することも学習の目的として想定されていたといえる。

本節の検討から、『和文読本』の「緒言」からは旧来の国学・漢学の流れを継承した「和」と「漢」の対応を見いだせる。緒言の引用箇所「今の御代となりてより」という部分において、漢文に対する「御国語御国文」の実用語としての意義が説かれている。だがその文章中に「天皇が詔旨の御書にも、仮字を交へ

させ給ひ、下は天ざる鄙の蝦夷の賤の子をまでも、まづいろは、五十音、仮字単語などいふものより教へ導かせ給ひ」とあることから、この緒言で言われる「御国語御国文」の定義は漢文を除く、明治期に通用した仮名交じり文の総称であるといえ、『和文読本』の本文に採録されている「和文」(中古文や中世文)とは定義が異なっている。

本節の分析から、『和文読本』緒言では「御国語御国文」の必要性を主張しながらもまだ国語がなく、実際は漢学に対抗する従来の国学的な文章観から脱却していないことが指摘できる。『和文読本』以前にも公教育の普及という見地からの漢文批判が存在する<sup>10)</sup>。具体的には前島密による「漢字御廃止之議」(慶応2年)や福沢諭吉の「文字之教」(明治6年)森有礼の「ホイトニー宛書翰」(簡易英語ヲ以テ漢文ニ代ル件)(明治5年)などであるが、それらは『和文読本』と同様、「国語」概念自体は定まっておらず、漢字漢文の縮減という点で一致している。

### 3. 「教育令」期における漢文脈・和文脈と『和文読本』

#### (1) 「教育令」期の初等・中等教育における文章学習観

前節では『和文読本』の記述から和文と漢文の関係について検討した。それを踏まえて本節では主に「教育令」期における教育課程の文章観を取り上げ、『和文読本』のそれと比較・考察したい。

「教育令」の時期には各種学校別の詳細な規定が公布され始めたが、「教育令」(第二次)にともなって明治14年に頒布された「小学校教則綱領」では、小学校の国語系科目として「読書」と「習字」が定められていた。このうち「読書」の内容は「読方」「作文」に分かれており、「小学校教則綱領」(「第三章 小学各等科程度」)「第十一条 読書 読書ヲ分テ読方及作文トス」)には、「読方」の内容について次のように示されている。

「初等科ノ読方ハ伊呂波、五十音、濁音、次清音、仮名ノ単語、短句等ヨリ始メテ仮名交り文ノ読本ニ入り兼テ読本中緊要ノ字句ヲ書取ラシメ詳ニ之ヲ理會セシムルコトヲ務ムヘシ中等科ニ於テハ近易ノ漢文ノ読本若クハ稍高尚ノ仮名交り文ノ読本ヲ授ケ高等科ニ至テハ漢文ノ読本若クハ高尚ノ仮名交り文ノ読本ヲ授ケヘシ凡読本ハ文体雅馴ニシテ學術上ノ益アル記事或ハ生徒ノ心意ヲ愉ハシムヘキ文詞ヲ包有スルモノヲ選用スヘク之ヲ授クルニ當テハ誦法、字



義、句意、章意、句ノ変化等ヲ理會セシムルコトヲ旨トスヘシ」<sup>11)</sup>

初等科の「読方」は「伊呂波」に始まり、「読本」は「仮名交り文」を扱うこととされ、続いて中等科では「近易ノ漢文」もしくは「稍高尚ノ仮名交り文」、高等科では「漢文」もしくは「高尚ノ仮名交り文」を扱うことが示されている<sup>12)</sup>。なお「小学校教則綱領」の「作文」に関する記述は次のとおりである。

「初等科ノ作文ハ近易ノ庶物ニ就テ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ仮名ニテ単語、短句等ヲ綴ラシムルヲ初トシ稍進テハ近易ノ漢字ヲ交ヘ次ニ簡短ノ仮名交り文ヲ作ラシメ兼テ口上書類ヨリ日常書類ニ及フヘシ中等科及高等科ニ於テハ日用書類ヲ作ラシムルノ外既ニ学習セシ所ノ事実ニ就テ志伝等ヲ作ラシムヘシ」

このように、「教育令」期の小学校における「作文」の項目では「漢文」の文言は見いだせない。漢詩文の創作は初等教育では取り扱われず、漢文の学習は専ら「読方」においてなされていたと考えられる<sup>13)</sup>。

次に「教育令」期の中等教育における「和文」と「漢文」の関係について検討しておく。

「学制」期の「中学教則」において、中学の国語系科目は「国語学」「習字」「古言学」と規定されていたが、これらの科目は「教育令」で廃止され中学校の「和漢文」科に統合された<sup>14)</sup>。甲斐(2008)は「和漢文」科の教育課程の特徴を以下のように要約している。

「和漢文科はそれまでの中学校教科課程における文法・文範中心の文章学科に起源を持つと同時に、小学校教則綱領下における小学校読書科の補完・発展の教科として位置づけられていたといえることができるだろう。」<sup>15)</sup>

「和漢文」の内容については明治15年布達の「文部省指令授業要旨」<sup>16)</sup>において次のように示されている。

「和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ其用極メテ広く漢文ハ普通ノ文材ニ資スル者ニシテ亦須要ノ科ナレハ各級ニ通シテ之ヲ課ス今其学習ノ為メニ分チテ読書、作文トス読書ノ要ハ読法ヲ正クシ意義ヲ詳ニシ兼テ作文ニ資スルニアリ(中略)作文ノ要ハ思想ヲ表彰シ事実ヲ記述スルニ在リ」

「和文」「漢文」の具体的な教材については指示され

ていないが、「和文」「漢文」を教養として読むだけでなく、「普通ノ文材ニ資スル者」、つまり作文の模範として「和漢文」を学習することが示されている。「和漢文」の学習は「読書」と「作文」に分かれるが、「読書ノ要」にも「作文ニ資スル」とあることから、「読書」の文章と「作文」の文章が密着していたことがうかがえる。

以上の検討を要約すると、「教育令」期の初等教育は中等科・高等科の「読方」で漢文が扱われていたといえる。また、中学校の「和漢文」では「読書」「作文」の両面で漢文が重視されている。また漢文が「普通ノ文材ニ資スル者」と認識されているなど、文章の学習という面で和文と漢文の両方が重視されており、分ちがたい関連にあったといえる。そしてそれは『和文読本』において漢文との関連から和文について論じていることとの間につながりが読みとれる。

## (2) 明治10年代の教科書と文体

ここまで「教育令」期の教育課程における「和」と「漢」の問題を検討したが、明治20年前後は学校制度そのものが発展途上の時期であり、「和」と「漢」の関係を考察する場合、学校制度外の学びの場についてもここで踏まえておく必要があると考える。そこで「教育令」期における教科書の文体の状況を検討し、『和文読本』の和文観・漢文観と比較したい。漢文教育の位相を大きく2つに分けると、思想(修身・道徳)としての漢文とを指摘することができるが、先で分析した『和文読本』における漢文観を考察するには、特に後者の文体としての漢文の方に注目する必要がある。ここでは主に作文教科書のから系譜から当時の漢文の位置づけを指摘し、『和文読本』の漢文観と比較したい。

仲新『近代教科書の成立』(1981年 日本図書センター)によると、「明治初期における作文の教科書」は「往來物の系統」「漢文系統」「新しい作文書で言語教育の立場から編集されたもの」という三つの系統が存在しているという。「教育令」期の明治10年代は「文体混乱期」であるといわれ<sup>17)</sup>、漢文や漢文直訳体、和文、口語文などが並存していた時期であったが、それは異なる作文学習の系統が並存していたことと深く関連している。また滑川(1977)は明治10年代の文章学習は模範文の模倣を中心とする「形式主義作文期」であるとして、以下の4つの系統にまとめた<sup>18)</sup>。

- ①漢文系作文(士族階層の子弟)
- ②和文系作文(上層階層の女子)
- ③書簡文系作文(庶民階層の子弟)
- ④学校系作文(小学校児童)

このうち漢文系作文の方法について、滑川は以下のように指摘している。

「作文をする前に、範文の読書をすすめ、読書と作文を密着させてとらえているのである。いきおい、範文の模倣という形式主義が生成され、成熟の末に、自由な自己表現が可能になるとした。その道は文章修練であった。」

四方（2004）の調査によると、「和漢文」科において漢文系の例文集として『文章軌範』と『唐宋八大家文読本』<sup>19)</sup>が多く用いられていたとされる。『文章軌範』は南宋時代の謝枋得が編纂した、唐宋の「古文」<sup>20)</sup>を選集した文献であり、本来は「科挙」のための受験参考書・模範文集であったが、「科挙」型の官吏任用制度のなかった日本では、特に江戸時代に漢作文の教科書として普及した<sup>21)</sup>。それらの教科書の特徴を見ても、「和漢文」においては和文・漢文のいずれも自由作文ではなく形式主義、つまり古典の用例をもとにした作文が中心であった。そこでは自分が表わしたいことに近い表現を模範文から探し出す能力が育成されていたといえる。

滑川が「文体混乱期」であると指摘した明治10年代は、教育政策においては「試行錯誤期」<sup>22)</sup>であった。「学制」以降の学校制度は近代的なメリトクラシー（業績主義・学校化社会）の方針を採り入れたものの、実際にはまだ身分社会が残っている時代であった。明治30年代まで、士族は中等教育機関において優位性を保っていたといわれる<sup>23)</sup>。そのため、学校段階というよりも、例えば士族を中心とした知識層は漢学の教養、庶民は日用文の手習いというように、身分によって異なる言葉の学びが混在していた。滑川（1977）はこれらの作文教授がまとまっていくのは明治20年代以降であるとする。この「国語科」の成立過程において、漢文の学びも「身分集団のための教育」<sup>24)</sup>から、中等普通教育における一領域（国語関連科目としての漢文、あるいは国民道徳としての漢文）へと変容したと考えられる。

## おわりに

今回検討した『和文読本』の「緒言」では、漢文の不便が批判され、それに対して「和文」の有用性が主張されている。だが『和文読本』における「和文」は同時期の小学校教科書において「和文」と呼ばれている文体（「漢字仮名交り文」）とは異なるものであり、当時の実用語や日用文からは距離があるといえる。「教

育令」期（明治10年代）における初等教育の「和文」は漢文の正統性と仮名文字の利便性を兼ね備えた明治普通文の系統であり、一方「和漢文」の「和文」は藩校の和漢学を引き継いだ内容で、国学の系統の文章観を引き継いでいるといえる。『和文読本』「緒言」では和文を使用することで口語と文語の差を減らすことが述べられているが、『和文読本』で扱われる「和文」は中古文や中世文である。そのため『和文読本』の「緒言」の主張や「文部省指令授業要旨」（明治15年）の「和漢文」の定義とは別に、「和漢文」の学習内容は「和文」と「漢文」のいずれも知識層の教養としての性格を残しており、近世から続く和漢の学の系統を受け継いでいるといえる。「国語科」が成立し、国語の補助科目として漢文の再定義が進められるようになるには、このような「和漢」の学から脱却する必要があったと考えられる。

## 【注】

- 1) 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社2008年 p.14
- 2) 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——」『国語教育史研究』第13号国語教育史学会2012年 pp.6-7
- 3) 四方一彌『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版2004年 pp.344-348
- 4) 安居總子「国語科成立字における漢文（四）—検定期の漢文教科書を中心に—」『新しい漢字漢文教育』第52号2011年全国漢文教育学会 p.94
- 5) 菊野雅之「古典教科書のはじまり—稲垣千穂編『本朝文範』『和文読本』『読本』—」『国語科教育』第69集2010年全国大学国語教育学会
- 6) 『神皇正統記』『増鏡』『太平記』『公事根源』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『源平盛衰記』『今昔物語』『徒然草』『平家物語』『十訓抄』『吉野拾遺』『保元物語』『大鏡』など。
- 7) 『和文読本』の分析には広島大学図書館教科書コレクション所蔵本（明治18年版）を用いた。
- 8) (1) に同じ。
- 9) 亀井孝他編『日本語の歴史6』平凡社ライブラリー2007年 p.268
- 10) 滑川道夫編『国語教育史資料第三巻運動・論争史』（1981）pp.227-230  
『森有禮全集第一巻』1972年宣文堂書店 pp.93-94
- 11) 増淵恒吉編『国語教育史資料第五巻教育課程史』東京法令1981年 p.4
- 12) 「小学校教則綱領」別表では中等科（第五学年）

の後期から「読方・漢文ノ読本」が示されている。

- 13) 滑川道夫『日本作文綴方教育史1 明治篇』国土社 1977年

ここでいわれている「日常書類」は書簡文や証文などの実用文のことを指しており、その文体はいわゆる候文といった和漢混交文などである。（「学制」の教育が実用的でないという批判から、「教育令」期には近世の手習的な作文教育が見直された。）

- 14) 「中学校教則大綱」（明治14年）において、中学校は初等中学科（4年）と高等中学科（2年）に分かれるが、いずれも「和漢文」科が設置されている。

- 15) 甲斐雄一郎『国語科の成立』東洋館2008年 p.66

- 16) 四方一彌『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版2004年 pp.158-159

この「文部省指令授業要旨」に従って各府県が中学校教授要旨を作成したとされる。

- 17) 12) に同じ。p.124

- 18) 15) に同じ。p.102。滑川はこの明治期の日本作文綴方教育史について「作文教授技術史に限定すべきではなく、ひろく日本人の志向認識とふかく関わ

る文章表現活動の歴史であり、文化史でもある」と位置づけている。この作文学習の系統から、文体と教育について検討できると考えられる。

- 19) 10) に同じ。

- 20) 装飾的な駢文・四六文に対して、唐の韓愈・柳宗元らが創始した文体のこと。

- 21) 『新釈漢文大系17・18文章軌範』明治書院1963年『文章軌範』は全七巻（十五家・六十九篇）からなり、その内容は文章家順に構成されている。

- 22) 天野郁夫『教育の近代化日本の経験』玉川大学出版部1997年 p.11

「学制」から「学校令」公布までの時期（明治5年～18年）を「試行錯誤期」としている。

- 23) 園田英弘・濱名篤・広田照幸『士族の歴史社会学的研究』名古屋大学出版会1995年 p.235

深谷昌志『学歴主義の系譜』黎明書房1969年

- 24) ランドール・コリンズ（新堀通也・訳）『資格社会—教育と階層の歴史社会学』1984年有信堂

（主任指導教員 吉田裕久）